



(財)財務会計基準機構会員

平成 19 年 8 月 17 日

各 位

会 社 名 マ ル シ ェ 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 谷垣 雅之
(コード番号 7524 東証・大証 1 部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 川角 茂樹
(TEL : 06-6624-8100)

第三者割当による第 1 回乃至第 10 回新株予約権発行に関するお知らせ

(行使価額修正条項付新株予約権の発行)

当社は、平成 19 年 8 月 17 日開催の取締役会において、第三者割当による第 1 回乃至第 10 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

1. 本新株予約権の発行に係る募集の目的

< 資金調達の主な目的 >

当社グループは、「心の診療所づくりを通じて、みんなを幸せにしよう」を目的として、皆様に愛され、楽しんでいただけるお店づくりを目指し、お客様のニーズに合わせたサービスの充実とメニュー及び料理のブラッシュアップを日々図っております。

一方で、居酒屋業態をはじめとする外食産業の競争が益々激化する中で、新業態の開発や迅速な新規出店を進めるとともに、店舗の収益性向上のために店舗の統廃合または改装・改修も適宜行っております。本新株予約権は、将来の経営環境を見極めながら新規出店や店舗の改装・改修等を行うことを可能にし得るために発行するものであり、当社の業容の拡大および収益性の向上に寄与するものと考えております。

< 本新株予約権の商品性 >

本新株予約権は、行使価額が、当初、発行決議日の株価終値よりも高く設定されております。割当日の 2 ヶ月後以降、当社の判断により回号ごとの行使価額の修正開始の決定が行われると、行使価額は、その時の株価の 90% に修正され、以降毎月一度その時の株価の 90% に修正される、という設計となっております。行使価額の修正開始決定後、株価が上昇すれば行使価額も上方修正され希薄化の度合いが小さくなり、株価が下落すれば行使価額も下方修正され希薄化の度合いも大きくなります。

また、当社が各回の本新株予約権ごとに行使価額の修正開始を決定した場合、割当予定先は、行使最終期日までに一定の条件の下でどれだけの新株予約権を行使するかを表明し、行使することを表明した個数の新株予約権の出資金総額（注）の払込みを行い、当該出資金総額は、割当予定先がその後一定

この文書は、当社の第 1 回乃至第 10 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

の条件の下で新株予約権の行使を行うことに伴い資本に切り替わる設計になっております。さらに、
当社の判断で、いつでも残存する本新株予約権の全部または一部の取得が可能となっております。

(注) 出資金総額 : 割当予定先が行使最終期日までに行使することを表明した新株予約権の個数 × 新株
予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額。

< 本新株予約権を選択した理由 >

当社は今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討した結果、本新株予約権の特徴である、
行使価額の修正開始が決定された後、割当予定先が行使最終期日までに行使を希望する新株予
約権の個数を表明し、行使に先立ちその出資金総額を当社に支払うため、当社は出資金総額分
の資金調達ができること

割当日の 2 ヶ月後以降、当社の判断で行使価額の修正開始を決定できるので、本新株予約権の
行使が開始されるタイミングをコントロールすることができること

行使価額の修正開始の決定後、新株予約権の行使の時期や価額が分散され、株価への影響の低
減が期待できるとともに、一定の条件の下で、円滑かつ着実な自己資本拡充が期待できること
行使価額の修正開始の決定後、株価が上昇した場合には希薄化が抑制されること

資本政策の変更が必要になった場合には、当社の判断により残存する本新株予約権の全部また
は一部を取得できること

等を勘案し、本新株予約権の発行が当社にとって現時点における最良の選択肢であると判断いたし
ました。

2. 調達する資金の額及び用途

(1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)

979,000,000 円

上記の差引手取概算額は、新株予約権の払込金額の合計 (第 1 回乃至第 10 回新株予約権合
計) と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計 (第 1 回乃至第 10 回新株予約
権合計) とを合算して算出しております。なお、本新株予約権の行使は新株予約権者の判断に
よるものであり、発行決議日現在において本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合
計額および払込日は確定しておりません。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われ
ない場合および当社が新株予約権を取得した場合には、上記手差引取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な用途

今回の新株予約権発行に係る手取概算額 979,000,000 円については、将来の新規出店及び店
舗の改装・改修資金等に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払い込
みのなされた時点の状況に応じて決定いたします。

(3) 調達する資金の支出予定時期

調達資金を支出する時期は、上記 (2) で述べた新規出店及び店舗の改装・改修等の計画が具
体化し、その支払が実際に発生した時点となりますが、当該時期は現時点ではまだ確定はしてお

この文書は、当社の第 1 回乃至第 10 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘また
はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

りません。したがって、資金需要が具体化し、行使価額の修正開始を決定した時点で具体的な内容を追加開示いたします。

(4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

上記(2)のとおり、将来の経営環境を見極めながら新規出店や店舗の改装・改修等を行うことは、当社の業容の拡大および収益性の向上に寄与するものと考えております。

3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)(単位:百万円)

決 算 期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期
売 上 高	19,301	19,598	19,784
営 業 利 益	1,112	1,452	1,009
経 常 利 益	1,145	1,458	1,026
当 期 純 利 益	332	227	334
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	44.57	26.28	39.83
1 株 当 た り 配 当 金 (円)	14.00	16.00	24.00
(1 株 当 た り 中 間 配 当 金)(円)	(6.00)	(8.00)	(12.00)
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	899.26	912.48	932.33

(注)平成19年3月期より連結財務諸表を作成しておりますので、平成17年3月期、平成18年3月期は単体決算で記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成19年8月17日現在)

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 総 数	8,550,400 株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	96,000 株	1.12%

上記潜在株式は全てストックオプションによるものです。

尚、当該ストックオプションは、行使価額が予め決まっており、行使価額の修正条項が付されておられません。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 総 数 (平成19年8月17日現在)	8,550,400 株	100%
当初の転換価額(1,231円)における潜在株式数の総数	812,347 株	9.50%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	1,949,317 株	22.79%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	487,329 株	5.69%

この文書は、当社の第1回乃至第10回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(4) 最近の株価の状況

最近3年間の状況

	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
始 値	1,091 円	1,074 円	1,064 円
高 値	1,165 円	1,174 円	1,070 円
安 値	966 円	970 円	1,016 円
終 値	1,079 円	1,066 円	1,026 円

(注) 平成20年3月期については、平成19年8月17日現在で表示しております。

最近6か月間の状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
始 値	1,080 円	1,064 円	1,026 円	1,031 円	1,055 円	1,060 円
高 値	1,110 円	1,066 円	1,049 円	1,055 円	1,070 円	1,063 円
安 値	1,062 円	1,016 円	1,022 円	1,030 円	1,038 円	1,026 円
終 値	1,066 円	1,026 円	1,031 円	1,055 円	1,063 円	1,026 円

(注) 8月については、平成19年8月17日現在で表示しております。

発行決議日における株価

	平成19年8月17日現在
始 値	1,035 円
高 値	1,035 円
安 値	1,026 円
終 値	1,026 円

(5) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第1回乃至第10回新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)の発行

発 行 期 日	平成19年9月4日
調 達 資 金 の 額 (注1)	979,000,000 円(差引手取概算額)
募集時点における 発行済株式数	8,550,400 株
当該募集における 潜在株式数 (注2)	当初の行使価額(1,231 円)における潜在株式数: 812,347 株 上限行使価額(2,052 円)における潜在株式数: 487,329 株 下限行使価額(513 円)における潜在株式数: 1,949,317 株
割 当 先	野村証券株式会社

(注1) 調達資金の額は新株予約権の払込金額の合計(第1回乃至第10回新株予約権合計)と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計(第1回乃至第10回新株予約権合計)とを合算しております。

(注2) 当該募集における潜在株式数は、それぞれ第1回乃至第10回新株予約権の合計株式数です。

この文書は、当社の第1回乃至第10回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募増資（一般募集）

発行期日	平成17年6月15日
調達資金の額	874,940,000円（発行価額904.94円）（差引手取概算額）
募集時点における発行済株式数	7,550,400株
当該増資による発行株式数	1,000,000株
当初の資金用途	設備資金及び運転資金
支出予定時期	平成17年6月～平成18年3月
現時点における充当状況	751,270千円を設備資金に、残額を運転資金に充当いたしました。

4. 募集前後の大株主及び持株比率

募集前（平成19年3月31日現在）	
谷垣 忠成	17.93%
谷垣 全弘	6.02%
アサヒビール株式会社	4.58%
日興シティ信託銀行株式会社（投信口）	4.10%
丸紅株式会社	2.34%
株式会社三井住友銀行	1.88%
株式会社みずほ銀行（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	1.86%
マルシェ株式会社（自己株式）	1.75%
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー （常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室）	1.64%
谷垣 雅之	1.50%

今回の募集分については長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主数及び持株比率」を表示しておりません。

5. 業績への影響の見通し

今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございません。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

本新株予約権には、当社株式の売買高の実績、発行済株式数及び新たに発行され得る株式数を勘案する限り、売買高が小さく株式の流動性が低いと評価できることに加え、新株予約権は、割当日の翌日以降、当社の判断で取得できることから、新株予約権者はこれらを前提とした投資行動を採用せざるを得ないこと、当社の判断により行使価額の修正開始を決定できること、行使価額

この文書は、当社の第1回乃至第10回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

の修正開始の決定後、新株予約権者は行使最終期日までに行使を希望する新株予約権の個数を表明し、各新株予約権の行使に先立ち、その出資金総額を払込むこと、および行使価額の修正開始の決定後、出資金総額が払い込まれた新株予約権は、行使価額が定期的に修正され、多時点に分散して行使されるとともに、行使最終期日までに一定の条件が成就すれば全額行使されること、という特性があります。

上記の特性を踏まえ、本新株予約権の発行条件（行使価額修正時点における時価株価からのディスカウント率、払込金額、行使可能期間等）は、同規模の公募増資を行う場合に想定される発行スプレッド（条件決定日の時価株価と発行価額の差）や行使価額修正開始の決定後に出資金総額を払い込むことに伴い新株予約権者が負担することとなるクレジット・コスト等を勘案した結果、合理的であると判断いたしました。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の想定元本 10 億円に対し、当社株式の過去 1 年間ににおける一日当たり平均売買代金は 10 百万円であるものの、本新株予約権は 10 回号に分けられており、資金需要に応じて、各回号ごとに行使価額の修正開始決定を行う予定であること、平成 19 年 8 月 17 日現在の発行済株式総数に対する本ファイナンスによる潜在株式数の比率は 9.50%となる見込みであることから、本新株予約権の行使に伴う発行総額は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断いたしました。

（注）潜在株式数の比率は、本新株予約権の全てが当初行使価額で行使された場合に発行される株式数を平成 19 年 8 月 17 日現在の発行済株式総数で除した数値であります。なお、本新株予約権の全てが、上限行使価額で行使された場合の上記潜在株式数に対する比率は 5.69%、下限行使価額で行使された場合の比率は 22.79%となる見込みです。

7. 割当先の選定理由

（１）割当先の概要

商号	野村證券株式会社
事業内容	証券業
設立年月日	平成 13 年 5 月 7 日
本店所在地	東京都中央区日本橋 1 丁目 9 番 1 号
代表者の役職・氏名	取締役兼執行役社長 古賀 信行
資本金	10,000 百万円
発行済株式数	201,410 株
純資産	960,926 百万円（単体）
総資産	12,632,393 百万円（単体）
決算期	3 月 31 日
従業員数	10,569 名（単体）

この文書は、当社の第 1 回乃至第 10 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

主要取引先	投資家並びに発行体		
大株主及び持株比率	野村ホールディングス(株) 100%		
主要取引銀行	三井住友銀行、みずほコーポレート銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、農林中央金庫		
上場会社と 割当先の関係等	資本関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：812株 当社が保有している割当予定先の株式の数：-	
	取引関係	主幹事証券	
	人的関係	該当事項なし	
	関連当事者への 該当状況	該当事項なし	
最近3年間の業績			
決算期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
営業収益(百万円)	571,830	842,612	770,358
営業利益(百万円)	175,085	386,130	266,507
経常利益(百万円)	177,302	386,153	266,699
当期純利益(百万円)	103,509	232,028	150,702
1株当たり当期純利益(円)	513,919.86	1,152,019.42	748,233.51
1株当たり配当金(円)	475,000	450,000	1,000,000
1株当たり純資産(円)	3,785,032	4,462,051	4,770,995

(注)、及びについては、平成19年3月31日現在のものです。

(2) 割当先を選定した理由

割当予定先の野村証券株式会社は、当社の主幹事証券会社であり、今後もこの信頼関係は継続するものと確信しております。また、本ファイナンスでは割当予定先の野村証券株式会社が持つ厚い投資家基盤からの当社株式への需要を背景として、新株予約権が円滑に行使されることにより、株価への影響に配慮しつつ資本拡充を実現することを意図しておりますが、これは、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有する同社を割当先とすることで実現し得るものと判断いたしました。

なお、本割当は、日本証券業協会会員である野村証券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いについて」理事会決議(自主規制会議決議)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当先の保有方針

割当予定先である野村証券株式会社は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権は譲渡せず、本新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社株式は適時適切に売却する方針です。

この文書は、当社の第1回乃至第10回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(4) 株券貸借に関する契約

当社の特別利害関係者（東京証券取引所 株券上場審査基準 第4条第1項第2号aに定義される）と割当予定先である野村證券との間で、本ファイナンスに係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

尚、当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で、本新株予約権の行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外の本買取案件に関わる空売りを目的として、当該株式の借株を行わない旨合意する予定であります。

(5) その他

当社は、割当予定先である野村證券株式会社が、日本証券業協会が平成19年5月29日に公表した「『会員におけるMSCB等の取扱いについて』理事会決議（自主規制会議）」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えるような新株予約権の行使を行わないことについて合意する予定であります。

以 上

この文書は、当社の第1回乃至第10回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(別添)

発行要項

- ・ 第1回乃至第10回新株予約権の名称
マルシェ株式会社第1回乃至第10回新株予約権

- ・ 第1回乃至第10回新株予約権に共通する事項
 1. 新株予約権の総数 10個
 2. 新株予約権の目的である株式の種類およびその数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「**交付株式数**」という。)は、10,000,000円(以下「**出資金額**」という。)を行使価額(第7項及び第6項第(2)号に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「**出資金総額**」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、第8項または第9項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。
 3. 新株予約権の払込金額 1個あたり30,000円(払込総額300,000円)
 4. 新株予約権の割当日 平成19年9月4日
 5. 新株予約権の払込期日 平成19年9月4日
 6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1)本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、第2項に定める出資金額とする。なお、修正開始日(第8項第(1)号に定義する。)後の包括行使請求(第13項第(3)号に定義する。)または個別行使請求(第13項第(4)号に定義する。)に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。
 - (2)本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額は、当初、第7項で定める行使価額とする。ただし、第8項または第9項に従い、修正または調整される。
 7. 行使価額 当初1,231円
 8. 行使価額の修正
 - (1)当社は、平成19年11月5日以降、平成22年9月3日までの間、当社取締役会が資金調達のために必要と認めた場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「**行使価額修正決議日**」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「**修正開始日**」という。)以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「**行使価額修正の決定**」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことおよび修正開始日を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。
 - (2)行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。))のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「**修正開始日行使価額算定期間**」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(以下「**決定**

この文書は、当社の第1回乃至第10回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「**修正後行使価額算定期間**」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に、それぞれ修正される(修正後の行使価額を以下「**修正後行使価額**」という。)なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、第9項第(2)号乃至第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が513円(ただし、第9項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「**下限行使価額**」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が2,052円(ただし、第9項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「**上限行使価額**」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

(3)本項第(1)号および第(2)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

9. 行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「**行使価額調整式**」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「**当社普通株主**」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に係り増加した当社普通株式数を含めないものとする。

(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以

降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）または本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の発行を除く。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「**取得請求権付株式等**」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号またはによる行使価額の調整が行われている場合には、（ ）上記交付が行われた後の本項第(3)号に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、（ ）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本において「**取得価額等**」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）当該下方修正等後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「**修正日**」という。）における本項第(3)号に定める時価を下回る価額になる場合（ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。）

（ ）当該取得請求権付株式等に関し、本号による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

（ ）当該取得請求権付株式等に関し、本号または上記（ ）による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取

得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号乃至における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号乃至の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については第17項第(2)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整以前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数、および当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を加えたものとする。

本項第(2)号乃至に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げ

この文書は、当社の第1回乃至第10回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

る場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき（ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。）

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5)本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

10. 新株予約権の行使可能期間

(1)平成19年9月5日から平成23年9月2日までの期間（以下、当該期間の最終日を「**権利行使最終期日**」という。）とする。ただし、平成23年9月2日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。

(2)前号に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行行使する日として行うものとし、行使価額修正決議日から修正開始日までの期間（以下「**包括行使請求書提出期間**」という。）において、包括行使にかかる行使請求書を提出するものとする。個別行使請求を行う期間は、修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日までの期間（以下「**個別行使可能期間**」という。）とする。

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 新株予約権の取得条項

(1)当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(2)当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「**組織再編行為**」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(3)当社は、当社が本新株予約権の発行後平成22年9月3日まで（当日を含む。）の間に行使価額修正の決定を行わない場合、平成22年9月3日の翌銀行営業日に、無償にて残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(4)当社は、本新株予約権の発行後、5連続取引日（ただし、終値のない日は除

この文書は、当社の第1回乃至第10回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合、当該 5 連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権 1 個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(5)本項第(1)号または第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の 2 週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者(本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者)に通知する。

(6)本項第(1)号、第(2)号または第(4)号により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、当社は新株予約権者に対し、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。

13. 新株予約権の行使請求および払込の方法

(1)行使価額修正の決定が行われない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成 22 年 9 月 3 日まで(当日を含む。)に、本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続を完了するものとする。

(2)行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額(以下「**修正前行使価額**」という。)に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで(当日を含む。)に本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続を完了するものとする。

(3)行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、第 14 項第(2)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権 1 個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求(以下「**包括行使請求**」という。)の手続きを、本項第(5)号に従い、権利行使最終期日を行使日として行い、かつ出資金総額の払込を行うものとする。

(4)前号に従い出資金総額が払い込まれた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求(以下に定義する。)を行うことができる。ここで「**個別行使請求**」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権 1 個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、第 14 項第(2)号に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。

(5)本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が行われない場合の行使請求を含む。)包括行使請求および個別行使請求の各場合に応じて、当社が定める様式による行使請求書(以下「**行使請求書**」という。)に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを第 15 項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。

(6)前号の行使請求書の提出に加えて、出資金総額を現金にて第 16 項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下「**指定口座**」という。)に払い込

むものとする。

(7) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部もしくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

14. 新株予約権の行使の条件

(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、本項第(4)号に定めるいずれの事由も発生せず、第12項第(1)号、第(2)号または第(4)号に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。

包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて第16項に定める払込取扱場所の指定口座に払い込むものとする。

権利行使最終期日の前銀行営業日に本号に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に払い込まれた金銭は、権利行使最終期日において、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として確定する。

包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後包括行使請求その他の一切の行使請求を行うことができないものとする。

(3) 第17項第(1)号に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定し、当社は新株予約権者に対し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を速やかに返還するものとする。

新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。

(4) 以下の(i)乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の(i)乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

()当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立が行なわれた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合

()当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合

()当社の重要な財産が差し押さえられた場合

本号のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当社は新株予約権者に対し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。

15. 新株予約権の行使請求受付場所

マルシェ株式会社 経理部

この文書は、当社の第1回乃至第10回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- 野村信託銀行株式会社 エージェント・サービス部
16. 新株予約権の行使に関する払込取扱場所
17. 新株予約権行使の効力発生時期等
- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、第13項第(5)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ第13項第(6)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日(当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。)に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、第13項第(5)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ第13項第(6)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、第14項第(4)号に定めるいずれの事由も発生せず、第12項第(1)号、第(2)号または第(4)号に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。
- (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日以後遅滞なく株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。
18. 1 単元の数の定め
の廃止等に伴う
取 扱 い
19. 譲渡による新株予約権の取得の制限
20. 募集の方法
21. 申込期間
22. 上記各項については、
- 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- 本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
- 第三者割当の方法により、全てを野村証券株式会社に割り当てる。
- 平成19年9月3日から平成19年9月4日まで。
- 証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

この文書は、当社の第1回乃至第10回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。